

【能登町特別職報酬等審議会】会議録

- 件 名 議案第1号 会長の互選について
 会長職務代理者の指定について
 諮問第1号 町長、副町長の給料の額について
 諮問第2号 議員報酬の額について

○出席者

(委員) 神座会長、上野会長職務代理者、酒屋委員、松本委員、神田委員
 (能登町) 副町長、総務課長、総務課参事、議会事務局主幹、総務課主査

資料1：能登町特別職報酬等審議会（資料）

資料2：特別職報酬等審議会委員名簿

資料3：特別職報酬等審議会条例

総務課長	<p>皆さんお揃いの方ですので、ただ今から、能登町特別職報酬等審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日、司会を務めさせていただきます、総務課長をしております佐野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、第1回目の会議となりますので、ただ今から、委員の皆様方に、辞令を交付させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>辞令の交付につきましては、自席において交付させていただきます。順次、お受け取りいただきますようお願いいたします。</p>
(辞令伝達)	
総務課長	<p>ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員の名簿順にご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>席順に順次紹介</p> <p>続きまして、町側の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>副町長、事務局が自己紹介</p> <p>それでは、ここで副町長からごあいさつ申し上げます。</p>
副町長	<p>本日は、特別職報酬等審議会を開催しましたところ、ご多忙にも関わらずご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いしましたところ、快く受けていただきまして、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、この審議会はお案内のとおり、能登町の特別職の報酬について、ご審</p>

	<p>議していただくという事で今回、諮問させていただきました。ご審議を賜りその結果を受けて、必要な見直しを行いたいと考えております。</p> <p>特別職の報酬についてですが、特別職報酬等審議会条例に基づき審議会の意見を聞くこととなっております。</p> <p>この特別職の中でも議員の方々の報酬につきましては、先月10月26日に執行された町議会の議員選挙から定数を18人から14人に減員する改革を行っていることから、全国的な制度の改正の流れを背景に、議会の中でも、様々な議論がなされてきた経緯がございます。</p> <p>このような状況の中、有識者、また一町民として御意見をお聞かせいただきたく、審議会の開催をお願いさせていただきました次第でございます。</p> <p>特別職報酬等審議会については、能登町としては初めての開催となります。委員の皆様には、専門的なお立場から、また町民としての立場から様々なご意見をお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>ここで、誠に申し訳ございませんが、副町長は次の用務があるため、退席させていただきます。</p>
総務課長	<p>それでは審議に入ります前に、資料の確認をお願いしたいと存じます。</p> <p>まず、本日自席に配布させていただきました審議会の議案が1枚、委員の皆様方の名簿が1枚、本審議会条例が1枚、事前に配布しております資料が1部となっておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>万一不足しているものがありましたら、その場でお申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、担当の方から、審議会条例の概要等につきまして説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、「特別職報酬等審議会条例」について、説明させていただきます。</p> <p>それでは、お配りしております特別職報酬等審議会条例をご覧ください。</p> <p>まず、第1条の内容につきましては、議員報酬を始め、町長、副町長の給料を審議するため、本審議会を置くものでございます。</p> <p>第2条につきましては、その内容として議員の報酬並びに町長、副町長の給料の額を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条では、委員の構成は9名以内とし、また町内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度任命し、この審議会が終了しましたら解任、ということになります。</p> <p>第4条以下につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>なお、本日の会議の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさ</p>

	<p>させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議につきましては、守秘義務がございますので、よろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>次に、議題に入ります。</p> <p>ただ今ご説明しましたように、特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。</p> <p>ただ今の出席委員数は7名中5名でございますので、会議は成立しております。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員より推薦をお願いしたいと思います。</p>
(自薦・他薦がなかったため、事務局提案の打診あり)	
総務課長	<p>初対面の委員の方がほとんどでございますので、ご推薦くださいと言っても難しい面があるかと存じます。よろしければ会長及び職務代理者の選出につきましては、事務局から提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
(異議なしの声あり)	
事務局	<p>ありがとうございます。では、事務局案としては、これまでの経験等を考慮して、神座委員に会長、上野委員に職務代理をお引き受けいただければと存じます。</p>
総務課長	<p>皆様よろしいでしょうか。では、拍手にてご承認をいただきたいと思っております。</p>
(拍手)	
会長	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>今、特別職報酬等審議会の会長のご推薦をいただきました。</p> <p>なにぶん不慣れではございますが、委員の皆様のご協力によりまして、会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力いただきますことをお願いして、挨拶に代えさせていただきます。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、会長に特別職の報酬等の額の改定につきまして、町長より預かっております諮問書をお渡しいたします。</p>
(諮問書を朗読し、会長に手渡す。同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配布する。)	
総務課長	<p>ここで、諮問書につきまして、事務局から説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、ただいまお配りしました諮問書についてご説明いたします。今回の諮問書につきましては、次の2点に基づき決定いたしました。</p> <p>まず1点目ですが、人事院勧告に伴う給与改定率でございます。</p> <p>平成26年度における人事院勧告では、平成19年以来7年ぶりに年間給与が増額</p>

	<p>となりました。具体的には、月例給の勧告率0.27パーセント、特別給（ボーナス）の年間支給月数で0.15月の増額となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2点目につきましては、10月31日任期満了の町議会議員選挙から定数を18人から14人に減員されたこと、及び8月の臨時議会にて議決された能登町議会基本条例の制定など、議員活動の活性化が期待されること。</p> <p>（平成23年の地方自治法改正により、議員定数上限が撤廃されたことで、議員定数を自ら決めることが可能になった。）</p> <p>以上2点を踏まえ、今年度の諮問書につきましては、町長、副町長については、現行と同額とし、議員報酬については、増額としております。</p> <p>議員報酬の増額の幅については、現行の報酬額の約1割の増としています。以上です。</p>
総務課長	<p>それでは、報酬について審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今、町長からの諮問書をお預かりし、事務局から説明をいただきました。</p> <p>それでは、諮問内容以外の、資料の概要につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>では、順次、資料の説明をしていきたいと思っております。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。特別職報酬等審議会の流れについてです。今回議会に条例改正案を提出する予定ですので審議会の意見を聞くために開催しております。この審議会での答申を踏まえ条例改正案を議会へ提出する予定でいます。</p> <p>また、特別職の報酬等の減額の実施を、「特例減額」として実施しております。しかし、特別職の報酬等月額は、条例で定められたこの審議会の諮問事項となっており、特例減額は政策判断によって行われたものです。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。一般職職員の給与の改定の仕組みについてです。能登町では、人事院勧告及び石川県人事委員会の勧告を受けて、職員の給与の改定を実施しております。</p> <p>本年度の人事院勧告における月例給の勧告率は0.27パーセント、特別給（ボーナス）の年間支給月数は4.10月（対前年比+0.15月）でした。この改定率は、民間給与と国家公務員全体との格差に基づく改定率ではなく、国家公務員のうち、一般職の職員と民間給与との格差に基づく改定率です。</p> <p>続きまして、資料の6ページをご覧ください。石川県内の町分の特別職の給料及び議員の報酬の一覧表となっております。県内には、能登町を始めとして、南は川北町まで8町ございます。</p>

	<p>8町の平成25年4月1日現在における特別職、議員の給料月額、報酬月額、期末手当の率の一覧です。比較の結果、町長の給料月額は、最大841,000円から最小648,000円となっており、193,000円の差がございます。穴水町が、最小の648,000円となっております。</p> <p>なお、副町長では151,000円、議長では69,000円、副議長では61,000円、議員では60,000円の差がございます。</p> <p>8ページをご覧ください。平成25年度の能登町議会議員の活動状況についてです。本会議が17日間、全員協議会が10日間ありました。</p> <p>9ページをご覧ください。議員定数削減の効果額を示しております。議員定数が、4名減員となることによる年間の削減額は約1千4百万円となります。</p> <p>10ページをご覧ください。能登町の財政状況を財政指標から見ております。ご覧のとおり財政指標すべてが改善されてきています。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の方から資料について説明がありました。</p> <p>この審議会で諮問の内容について、意見を求められておりますので、委員の皆様から積極的なご意見をお聞かせいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>諮問書の金額についてですが、現行と比較し、議長で35,000円、副議長25,000円、議員25,000円の増額となっておりますが、これは増加率で作成したもののなかのどの根拠で作成したのですか。</p>
事務局	<p>定員を18名から14名にした4名減の効果額は、報酬総額の22%の減となります。そうした中で今回の増額幅は率にしましてその半分の11%程度の増と試算し、1万円以下の端数の調整をしたものがこの諮問案となっております。</p>
委員	<p>現行の報酬額を他の県内市町で比較すると少ない方ですね。</p>
事務局	<p>県内他市町との比較については、一番高いところと一番低いところを省いた残ったところの平均に近い金額を目指したものです</p> <p>その平均額は、議長で310,800円、副議長で262,600円、議員で246,800円となっており、1万円単位で切り上げると概ね今回の諮問金額となっております。</p> <p>また、現在の資料は、平成25年4月1日現在の比較でありその後、宝達志水町では、報酬の引き上げが行われています。</p>
委員	<p>定数の削減による効果額の半分を還元すれば今回の諮問の額になるのかなと思います。妥当かは別としてひとつの目安となると思います。</p> <p>あとは、町の財政状況も含めてですけど、町民のみなさまから理解が得られる額でなくてはならないと思います。報酬額で25万円は高いものではないですが、増額率が11%というのが町民のみなさまから理解を得られるかどうかということも念頭においておかななくてはならない。</p> <p>消費税の増税もあるので最低でも3%の増はいいとして、11%の増はどうか</p>

	<p>とも思います。</p> <p>しかし、通年議会の導入により議員の仕事も増えてくると思いますので、決して大きい額とは思いません。</p>
委員	<p>期末手当の加算率についての説明を求めます。何か根拠があるものなのか。</p>
事務局	<p>役職についての加算になります。条例にてこの加算率は定められております。根拠については、後ほど説明させていただきます。</p>
会長	<p>民間では、加算率はありません。基本額に率を乗じたものがボーナスとなります。特別職においても、加算は一切ありません。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>能登町の議員の報酬は他市町と比較すると少ないなと感じました。議員定数の削減による報酬額の半分程度を配分するというのでいいかなと思いますが、現行のままでもよいのではないかという意見もありました。</p> <p>しかし、議員の定数が減るということで議員の活性化を図るという意味でも増額するというのもいいと思います。人の報酬等を決めるのは非常に難しいです。能登町の財政状況もみさせていただきましたが、現在は健全だと思えますがいつまで続くかわからないですね。定数が減ったから報酬額を安易に引き上げるのはどうかと思います。</p> <p>それに比べて、町長、副町長は他の町と比較しても高い方だったので現行通りというのは納得しています。</p> <p>議員の活動状況についてですが、出席した時に報酬とは別に支払われるものはありますか。</p>
事務局	<p>費用弁償という交通費があります。1回あたり1,500円となっております。</p>
会長	<p>その他に政務調査費というものがあると思いますが、能登町はどうですか。</p>
事務局	<p>当町にはありません。</p>
委員	<p>町で政務調査費があるのはどこですか。内灘町はあったと思いますが。</p>
事務局	<p>調べて、後ほど回答します。</p>
会長	<p>それでは、ほかに意見はありませんか。</p>
委員	<p>議員の仕事量を考えるともう少し報酬額をあげればいいかなと思います。報酬の増額の額についても今の説明を聞きまして納得しております。あとは、住民のみなさまのご意見がどうかだけだと思います。</p>
委員	<p>この増額する金額についてですが、県内8町で報酬額の変更はあるか。また、増加率や金額についてはどのくらいなのか。</p>
事務局	<p>最近、報酬額の変更があったのは、宝達志水町で3万円の増となっております。これは町長提出議案でなく、議員提出議案として定数削減にあわせて上程されております。そのため、今回のような特別職報酬審議会は開催していない</p>

	と聞いております。この増加額の根拠についてはわかりません。
会長	報酬額を増額又は減額するには、それなりの大義名分が必要です。今までの意見を集約しますと諮問された金額については妥当であります。 また、議員活動は、本会議などだけではなく幅広く活動されております。報酬を上げることで、その分町民に還元されると考えております。
委員	議員報酬などについては、なにか特別な事情があるときに増減するものと考えます。大震災の時にも自主的下げた議会もあります。今回の報酬額の変更の大義名分とすれば、能登町は議員定数を相当数減らしたということが特別な事情になると思います。あるいは、議会が通年議会になるので、議会の活性化が図られるからという事情があげられると思います。
事務局	先ほど質問のありました加算についてですが、平成2年からこのような制度が創設されました。民間と役職域の差を埋めるためのものです。各職域によって加算率は様々となっております。議員については、この一般職の様々な加算率から当町では、行政職6級から5級の加算率15/100を適用すると定められています。民間と公務員との職域の給与を調整するためのものです。
委員	公務員に調整の意味で加算率を用いるのは理解できるが議員にまで適用させる必要はないのではないかと。
事務局	県内の例でいきますと、川北町に加算率の適用はありません。資料にありとおりその他の団体はすべて加算率が適用されております。
事務局	先ほど質問のありました政務活動費を持っている県内の町は、津幡町と内灘町となっております。
委員	月額報酬だけでは、期末手当の加算率などは加味されていないので年間支給額での比較が必要だと思います。今回の諮問どおりの場合の年間支給額が、他の町と比較してどのくらいになるのか。月額報酬だけの比較ではいけない。
事務局	試算して参ります。あと、情報として、県内の市町で12月定例会に報酬額の改正を予定している団体があるということは聞いております。基本的には、今回の人事院勧告の改定を踏まえて改定したいと聞いております。
会長	議会が通年制に変更するという事。議員の定数が削減されていること。少数精鋭となることから議員報酬の増額はやむを得ないと考えます。
委員	議会の活性化が図られていること。議員定数の削減を受けて、常任委員会の数が3から2常任委員会体制への変更などもあり、委員会における業務も増加したということも付け加えて欲しい。
委員	県内8町の中で、能登町は4番目に人口が大きい。1番、2番の津幡町、内灘町は金沢のベッドタウンですし、3番目の志賀町は、原発にかかる人口もあるでしょうし交付金などもあると思います。それ以外では一番人口が多く、面積では県内の8町の中で一番広く、町道延長も一番であり、行政基盤が大きいので

	で、それに見合った議員に対する報酬ということもあるため報酬額をあげることにについては適当であると考えます。
会長	人口規模では、志賀町は21,000人ほど、中能登町と同じくらいだと思います。面積規模ですと、山間部が多く広いということを考えますと、議員の仕事も増えざるを得ない状況で。また、議員定数が削減する中、仕事が増えてくることが予想されます。町民の付託に応えるためにはそれなりの努力もしていただきたいという気持ちも込めて議員報酬の増額は認め、今回の諮問に関しては賛成ということとしたいと考えます。よろしいでしょうか。
委員	あとは、町民の方々がどう思うかということだと思います。どのように説明しても納得してもらえない方もおいでだと思います。そういう意味では、この金額の妥当性についての大義名分がしっかりしたものならいいと思います。
会長	他の町から見ても諮問された金額は最高額と最低額を除いた平均的な金額との説明もありましたし妥当性がありますし、決して高い金額ではないと思います。ですから、町民の方々にも納得していただけたと思います。
会長	その他、特にご意見等がなければ、諮問にありましたように、町長・副町長については、前年度と同額、議員報酬については増額という事でしたが、答申の内容について賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員賛成の挙手あり。
会長	ありがとうございます。 全員賛成ということで、町長に答申させていただきます。 答申書の作成をお願いします。
答申書の内容を精査するのに時間がかかるため、文書にての答申については、後日行い、本日は口頭での答申を実施。	
会長	皆様のご協力により、スムーズに答申をお渡しすることができました。 これで、当審議会の審議は全て終了しましたので、議長の任を降りさせていただきます。ありがとうございました。
(副町長再出席)	
会長	活発な意見がでました。町長、副町長については、現状維持に賛成します。また、議員の報酬に関しましてもこれから、議会が通年制になることや議員の定数の削減により負担が大きくなるだろうということ。また、町民の付託に応えてくれるものであると期待して増額については賛成とします。
総務課長	大変長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。 ここで、副町長からお礼の挨拶を申し上げます。
副町長	長時間にわたりまして、特別職報酬等の額の改定に関してご審議を賜りありがとうございました。 ただ今、会長さんから言われたとおり議員定数4名減と20%以上の減というこ

	<p>とで報酬の増額の諮問を提出させていただきました。ご承認いただきましてありがとうございました。</p> <p>また今後ともよろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>それでは、これで解散とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>